

令和8年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和8年6月26日 午前10時00分 開会
午後 3時18分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福 本 善 之	2番 木 村 公
3番 靄 本 義 明	4番 速 水 一 生
5番 西 川 善 浩	6番 杉 本 訓 規
7番 梨 本 洪 珪	8番 吉 村 始
9番 奥 本 佳 史	10番 谷 原 一 安
11番 川 村 優 子	12番 増 田 順 弘
13番 藤井本 浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	林 本 裕 明
総 務 部 長	吉 田 和 裕	財 務 部 長	堀 川 雅 樹
市民生活部長	葛 本 章 子	都市整備部長	倉 田 主 税
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵	教 育 部 長	勝 眞 由 美
教 育 部 理 事	西 川 賢	上下水道部長	奥 田 雅 彦

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 川 勝 也	書 記	吉 村 浩 尚
書 記	神 橋 秀 幸	書 記	西 邨 さくら

6. 会議録署名議員 13番 藤井本 浩 1番 福 本 善 之

7. 議事日程

日程第1 議第45号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
日程第2 議第46号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程第3 議第49号 葛城市消防委員会条例の一部を改正することについて
日程第4 議第50号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

て

日程第5 議第44号 葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
を制定することについて

日程第6 議第47号 葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例
の一部を改正することについて

日程第7 議第48号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正することについて

日程第8 議第51号 令和8年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

日程第9 議第52号 財産の取得について

日程第10 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 議第52号 財産の取得について

開 会 午前１０時００分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回葛城市議会定例会第４日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

皆さん方ご承知のとおり、現段階で葛城市に大雨警報等が出ております。また、土砂災害レベル４の避難指示勧告も出ておるという状況の中で、今後、葛城市におかれましても、災害対策本部の設置が行われるであろう状況にございます。葛城市議会におきましても、災害対策会議を設置するという運びになるかというふうに思いますので、そうなると会議に理事者の出席を求めることができないというふうな状況が見込まれておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前１０時０２分

再 開 午後 １時００分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、谷原議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

10番、谷原議員。

谷原議員 本定例会期中の６月18日に開催されました総務建設常任委員会の調査案件、シェアサイクルについての質疑において、意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員、その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を使ったことにつき、その言葉を含む文を削除することを申し出ます。よろしくお願いいたします。

増田議長 それでは次に、西川教育部理事より、６月16日の本会議における一般質問で、木村議員に対する答弁の一部を訂正したい旨の申出がございましたので、発言を許可いたします。

西川教育部理事。

西川教育部理事 教育部の西川でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、去る令和８年６月16日の本会議における答弁の一部につきまして訂正させていただきたく、ご説明申し上げます。

当日の木村議員の屋外トイレの清掃頻度に関するご質問におきまして、農村広場と當麻健民運動場は週に１度清掃を行っている旨の答弁をいたしました。しかしながら、その後の精査の結果、正しくは月に２回であることが判明いたしました。

木村議員の真摯なご質問に対しまして誤った答弁を行いましたことを深く反省しております。また、議員各位並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきましても、心より深くおわび申し上げます。

今後は、答弁内容の確認体制を一層強化し、信頼回復、再発防止に努めてまいります。

以上、答弁の訂正をお願い申し上げます。

増田議長 ただいま説明のございました２点の発言内容の訂正につきましては、議長としてこれを許可いたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

市長より追加議案として1議案が提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と併せて、これらの取扱いにつきまして、本日午前9時より議会運営委員会を開催していただき、議事日程、審議方法についてご協議をいただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 それでは申し上げます。

議第52号、財産の取得について、市長より追加議案として提出されたことなどを受けまして、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、その審議方法について、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と併せて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご報告させていただきます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、受援施設に関する事項、公共交通の改善に関する事項、(仮称)西の山の辺の道に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の4項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出があり、また、厚生文教常任委員会からは、保育と教育施設に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者家庭センターに属する事項、住環境の改善に関する事項、学校給食に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第8までの議案の採決終了後に、日程第9、議第52号、財産の取得についてを上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託いたします。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会を開催し、追加議案について審査願います。そして、委員会終了後、本会議を再開し、まず、付託議案の日程追加について諮っていただきます。日程追加後、議第52号議案を上程し、総務建設常任委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決も行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

増田議長 議会運営委員長からの報告は以上でございます。

お諮りをいたします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして、慎重に審査いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会中に開催をされました各常任委員会において、所管の調査事項について審査を行われておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まずは、総務建設常任委員長より報告を願います。

8 番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 皆さん、こんにちは。ただいまより、議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました 4 議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6 月 18 日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、受援施設に関する事項についてであります。

理事者より、市が保有する公共施設 75 施設を対象に、物資集積拠点として利用可能か検討した結果について報告がありました。

質疑では、道の駅かつらぎの物資集積拠点の可能性検討結果について、指定管理者施設のため物資集積拠点とするのは難しいと明記されているが、緊急時に災害時の優先使用協定や物資集積拠点の協定など、特別な協定を結ぶことも考えられるが、検討はされたのかという問いがあり、物資集積拠点については、外部から一度に大量の物資が送られてきて仕分や配送を行うため、大きなスペースが必要との観点から考えてきたものであり、現状では、道の駅かつらぎとの間で場所の提携に関する協定は結んでいない。道の駅かつらぎの既存のものを使用させていただくような協定は考えられるが、指定管理施設であるため大きなスペースをすぐ空けてもらうという想定はなく、現時点では、場所の提供についての協定は検討していないという答弁がありました。

この答弁を受け、緊急時にはフードコート等の広いスペースを確保できるはずであり、道の駅かつらぎは建物自体も非常に広いので、ぜひ検討を進めてもらいたいという要望がありました。

また、ほかの委員から、受援計画において一体どの程度の物資がどのようなタイミング、期間で送られてくるのか。その全体像が見えないがどのようなものかという問いがあり、物資については、基本は災害 2 日目以降に県から、3 日目以降に国からプッシュ型支援が開始される。現在整備されている県立医大のキャンパスの辺りが北部の物資集積拠点となるので、道路に問題がなければ陸送で入り、陸路が通れない場合は空輸を想定している。食料、毛布等の基本 8 品目が送られてくるが、一度にどの程度の量が来るのかといった具体的な数量までは確認できていないという答弁がありました。

この答弁を受け、シミュレーションを含めた全体像を資料として出してもらいたいという要望がありました。

また、ほかの委員から、空輸に対する考え方はという問いがあり、ヘリポートについては、現在、農村広場と第 1 健民グラウンドがランデブーポイントだが、状況により自衛隊等のヘリ

からの物資投下なども含め、どこまで対応できるか今後検討したいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、物資だけでなくボランティア等の人的支援の受入れ体制を明確化すべきではないか。また、近江八幡市立健康ふれあい公園のようなスポーツ施設機能と防災拠点を兼ね備え、水やテント等の備蓄、活用ができる設備を研究すべきではないかという問いがあり、人的支援の受入れについては市内に宿泊施設がないことが課題であり、広域的に考える必要があるという答弁があり、また、副市長から、施設整備については財政負担の軽減を図るため、国や県の補助金を駆使しながら整備をしなければならないと思っている。近江八幡市の事例なども参考にしながら、防災拠点としての機能も併せ持った施設が可能かどうか、今後、研究、検討していきたいという答弁がありました。

次に、葛城市第三次総合計画の策定状況についてであります。葛城市第三次総合計画の策定に向け、市民アンケートの結果に基づき、7つの政策目標と6つのリーディングプロジェクトを核とした計画案の方向性が策定審議会で承認された旨の報告がありました。

質疑では、前回の基本戦略の中に5万人チャレンジがあったが、今回の見直しで5万人チャレンジは引き継がれるのか。また、チャレンジと構想の違いについての見解はという問いがあり、市長から、チャレンジは精神的なもののウェイトが非常に大きい言葉に対し、構想は具体的な形を前提とした言葉と捉えている。市の要件として、人口5万人は総務省が認めている市の基準であるため目指すべきであるという意味を持っている。現状維持をしようとすれば必ずマイナスになり、拡張しようとする、進歩しようとする気持ちがなければ退化していくというのが私の考え方であり、チャレンジという言葉は非常に大切な言葉である。住みたいまちをつくれれば人が集まってくる。そのため、住みたいまちとはどんなまちなのかを各分野に落とし込んだ政策をつくりなさいと指示していることから、今回の総合計画の見直しを通じて、その精神を具体的なまちづくりの施策へと反映させていきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、現状の計画では共働き世帯等の保護者、家庭への支援が見当たらないが、どのようにするのかという問いがあり、計画における政策目標の未来に向けた子どもの育ちと学びの施策目標の子ども・若者の未来への一步をみんなで支える包括的な支援を推進しますに分類されており、家庭に対する支援もその一環として含まれているものである。具体的な取組、内容等については、今後の計画策定の過程で記載していく方向になるという答弁がありました。

また、リーディングプロジェクト、重点施策が既存事業の継続にすぎず、10年後を見据えた重点投資をしていくものがあってもよいと思うが、どのような考えかとの問いがあり、アンケート調査結果において市民の方より、本市のよいところや強み、そして改善が必要な点について意見を聞かせていただいた。その意見を精査する中で、まだ達成できていない課題について、今後はそこを重点的に力を入れて取り組み、本市の強みはより一層強く伸ばしていくことで、誰もが住みたいと思えるまちづくりにしたいという思いからリーディングプロジェクトを設定した。そのため、新たな目標は現時点では考えていないという答弁がありました。

次に、シェアサイクルサービスについてであります。

観光振興及び移動利便性の向上を目的としたシェアサイクルサービス、ハローサイクリングの導入について、現在、実証実験として公共施設や駅前等に9か所のステーションが稼働しているとの報告がありました。

質疑では、導入の経緯及び市有地を無償で貸し出している現状において、事故発生時の市の責任や免責事項はどうなっているのかという問いがあり、導入の経緯については、市内の7つの鉄道駅から公共施設や観光拠点への移動手段が課題となる中、近隣自治体等での高い導入実績を目の当たりにしたことがきっかけとなり、事業者へヒアリングを行った。他社との比較検討の結果、市有地を無償提供することで事業費負担をゼロにできる点や、県内最大シェアという点を評価し、実証実験という形を調整し導入に至った。また、免責事項については、葛城市、管理運営会社、システム事業運営会社の3者で基本協定書を締結しており、その中の第28条において、実証実験においてその責めがある場合は、過失割合に応じて損害賠償を負うと定めている。市としては、土地の形状等に市側の過失がある場合は市も責任を負う可能性があると思われるが、どの市有地においてもそのような場合は同様であると認識しているという答弁がありました。

また、実証実験が令和10年3月31日までと長期にわたる理由と、データ活用の方針はどうなっているのかという問いがあり、当麻複合施設等の稼働を見据え、人の動きを精査するために期間を設けている。利用状況のデータは把握、分析ができ、利便性維持のためステーションの急激な減少は抑制する方針であるという答弁がありました。

委員から、本契約の際には業者から賃料を徴収するべきであるという意見がありました。

また、ほかの委員から、本事業のメインターゲットや目的が市民の日常的な移動にあるのか、それとも観光振興にあるのかどちらかという問いがあり、本事業のメインターゲットはアプリ利用が必須となるため、中学生以上の学生や通勤・通学をされている方であると認識している。日常利用については、事業者からは、他市の利用状況の過去のアンケート結果で約7割を占めていると伺っている。市としても日常使いを妨げるものではないが、観光を所管する課としては観光用途も軽視せず、道の駅かつらぎから最寄り駅への移動や、当麻寺をはじめとする観光地への周遊ルートとしての活用を将来的にも視野に入れ、両面で活用を推進したいという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされて、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 去る6月12日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきましては、6月19日午前9時30分より委員会を開催し、所管事項の調査案件について審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、住環境の改善に関する事項についてであります。

理事者からは、まず初めに、環境課に寄せられている相談の件数や対応の状況と、国の動向として廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案について報告がございました。

委員からは、今回の法改正に該当するスクラップヤードはどのくらいあるのか、また、法改正後の基準をどの程度守られているのかという問いがあり、該当する可能性の高いヤードは幾つかあると考えている。明らかに高さを超えているところは4月の閣議決定後に、お願いレベルで話はさせていただいている。ただ、全てのヤードに立入りはできていないため、どのヤードがどのぐらいたまりになるのかは把握しづらい。今後、法が公布されてからの移行期間は、県とともに情報を共有しながら、各事業所に対し話をしていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、法として出来上がっても猶予期間があり、いきなり取り締まることはできないと思う。その間、現状が続くと困る方がたくさんおられるが、期間中に規制するような条例をつくるということは考えているのかという問いがあり、現状では考えていないとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、住環境を守ることは市民の生存権に関わることであるため、行政として真剣に取り組む必要があると思う。引き続き検討してほしいとの要望がございました。

また、本調査案件の中では、先般、市議会議長宛てに提出されましたおひさま堆肥移転に関する協定書の早期作成と締結を強く求める件に関する陳情書について取り上げました。

委員からは、陳情書に書かれている臭いに関してどのように考えているのかという問いがあり、月3回の繰り返し作業の際には、当然、敷地内に臭いが充満している。ただ、実際に住宅のある地域において、民家にお住まいの方の立会いの下、臭いを確認させていただいたが、生ごみのような臭いはしていなかったとの答弁がありました。

また、別の委員からは、協定書を結ぶことについては一定の理解を得られたと思うが、進捗状況についてはどの問いがあり、11月12日付で平岡区に一度回答書をお渡ししているが、合意には至らず、現時点では協定書の締結には至っていない。回答書をお渡しした後もできるところから対応しており、月3回の繰り返し作業については、風の強い日には作業を中止する、作業中に消臭剤を散布するなどを続けている。作業の日には平岡区からも作業の立会いに来ていただいております、担当課から出向いている職員が現場で協議をさせていただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、協定書に関して11月以降の話合いはないということかという問いがあり、令和8年度以降は月3回、堆肥場で地元の環境委員、地元の代表の方も立会いに来られ協定の話をしており、市からは存続を基に話合いをとという話をさせてもらっているが、今回出た陳情書に書かれているような、地元では一刻も早く移転を、これがないと協定を結ばないというお答えであり、平行線をたどって締結まで至っていないとの答弁がありました。

また、別の委員からは、どのように妥協点を見つけるかになってくる。根本的な解決策と

して調べてみると、鳥取県が開発をした脱臭装置という仕組みもある。納得いただけるかは分からないが、そのような情報提供も含めてお話をさせていただきたいとの意見がございました。本件につきましては委員から提案があり、後日、月3回の切り返し作業の日に、臭い等の現地確認を行うこととなりました。

次に、保育と教育施設に関する事項についてであります。

この件では、まず1点目として、忍海小学校区学童保育所工事の進捗と今後の予定等について理事者より報告がございました。

委員からは、土・日・祝日は工事は行われるのかという問いがあり、土曜日、日曜日、祝日は工事はなく、平日の登校後9時頃から夕方5時頃まで行くと聞いている。また、どうしても子どもたちがいる間ではできないことがある場合には、土曜日、日曜日に臨時的に工事が入ると聞いているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、特に建設業者は、土曜日、日曜日、祝日も実施する流れがあるため徹底してほしい。休日であっても子どもたちが学校に来る場合もあるため、配慮していただきたいとの要望がありました。

次に、2点目として、学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供に関して、夏休み期間に再度検証を行うことが理事者より報告されました。

委員からは、今回新しく選定した1社だけで検証を行う理由はとの問いがあり、複数事業者とした場合、施設ごとに申込み方法や支払い方法、キャンセル対応などが重なる可能性があり、保護者や職員の負担が増えることが懸念される。また、アレルギー対応や衛生管理、緊急時の連絡体制についても統一した運用が可能となることから、サービス水準を均一に確保できる1社による実施が適当と判断をした。事業者の配送能力や提供体制については、十分確認した上で選定しているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、前回と業者が替わられたということだが、申込み方法など変わった点はこの問いがあり、前回のアンケートでは、価格が高い、また、申込み方法が手間だと感じていたという意見があったため、価格は少し下げて500円でご協力をいただく。また、申込み方法については、利用されているアプリをダウンロードし、登録が完了すれば使用いただけるという方法になり、時間的にも短く、手間は省けていると考えている。申込みは前日の15時までと改善できたが、キャンセルについては前回少し混乱があったため、今回は前日の15時までとしているとの答弁がありました。

次に、3点目として、保育施設の入所と待機状況について理事者より報告がございました。

委員からは、兄弟で同じ施設への入所を希望され待機になっていることがあると思うが、解消は難しい状況なのかという問いがあり、年度当初の入所の際には、優先事項として兄弟入所で加点するという形で優先的に利用できるように配慮しながら対応しているが、年度途中から入所を希望されると、年齢によっては難しい状況が発生するとの答弁がありました。

次に、こども・若者家庭センターに関する事項についてであります。

理事者からは、前回までの本委員会での議論を受け、現在の対応状況等についてと、前回

出た質問のうち回答いただけていない部分について報告がございました。

委員からは、本市の臨床心理士について、どういった専門の臨床心理士を雇用しているのかという問いがあり、基本的に特定の領域にこだわった活動をしてきた臨床心理士ではなく、地域で活動できる臨床心理士として、医療領域、学校領域、福祉領域で活動経験のある方を雇用しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、比較的年齢の若い状況で専門的に見る臨床発達心理士というところが母子保健について特化しているから見立てているが、そのような方はいるのかという問いがあり、現状として、臨床発達心理士の資格を持っている心理士はセンターにはいないが、センターの役割と求められる相談支援の性質に鑑み、臨床心理士を採用している。こども・若者家庭センターは、若者や保護者まで含めた幅広い対象年齢への対応力を求めている。臨床心理士には全世代の心理、臨床に精通している方を採用しており、センターの全般的な相談ニーズに合致していると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、幅広い対応力ということで全部を受け持ってもらうことには非常にしんどいのではないかと。特に母子保健の域にあるところに臨床発達心理士を置くのが妥当であり、年齢に応じた専門の域が必要ではないかと考えているとの意見がありました。

また、別の委員からは、こども・若者家庭センターについては、市長部局や市長、副市長とは距離があるように見受けられる。心理士の採用方針として、専門性ではなく地域で活用できるという部分を優先しているということであったが、これはセンターだけで決めているものなのか、市全体として決めているものなのか、また、今後どうしていくのかという問いがあり、阿古市長から、40歳までの自殺対策を入れたあたりから非常に幅が広がっており、1つは財源的な問題が大きかったと考えている。補助事業として補助金を取るような体制を取っていないと、本市の人口規模ではこれだけのサービスを提供していくことは難しかったと考えている。そのため、この規模で今の体制を取っている自治体はほかになく、非常に幅の広いところで対応を取っている。事業は、全体的に考えると大抵の部分は対応できているが、陳情書の部分については少し取り残している部分があり、その部分についてのご意見であると感じている。財源的な問題もあるが、人員配置も含め、これからの大きな課題として対応を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、学校給食に関する事項についてであります。

理事者からは、今年度から開始された国による給食費の負担軽減に伴う小学校・中学校においての学校給食費の無償化に関連して実施する、給食欠食者に対する補助金の交付について報告がございました。

委員からは、アレルギー等で自前でお弁当を持ってこられている方については、どのような形で給食費の徴収が行われていたのかとの問いがあり、アレルギーでお弁当をお持ちになっているお子さんにはもともと給食費は徴収しておらず、牛乳を停止されている方とパンを停止されている方については、その分を減額して給食費を徴収しているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、病気などで学校を休まれた方の対応はという問いがあり、学校給

食費徴収規則において、事前に停止の連絡をいただき、月のうちの6日以上を欠食される場合については給食費を日額で徴収することとしており、今回も同じ考え方で、期間停止される方についてはその分を補助金として交付させていただく予定であるとの答弁がありました。

次に、部活動の地域展開に関する事項についてであります。

理事者からは、部活動の地域展開の進捗状況について報告がありました。

委員からは、学校部活動と地域クラブの活動を比較すると大幅に減っている部活動があるが、その理由はという問いがあり、教育長から、平日しか活動していない部活動は、基本的には休日のクラブがないため、地域展開もしていないという現状である。休日の地域移行をしていないクラブを除くと所属率は約71%であり、以前からもあったが、学校クラブに入りながら、例えば私設の校外のクラブに入るような生徒もいる。今回新たに懸念をしているのは、特に新入生で地域クラブへの加入率が低いところが見受けられた。これについてヒアリングも行わせていただくと、平日だけ活動したいというような生徒も実際におられたところで、今この数字だけを見ると少なくなっているように見えるとの答弁がありました。

最後に、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてであります。

理事者からは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告として、福祉総合ステーション施設利用者数及び事業収入等についての報告がありました。

委員からは、メインターゲットは市内の方であると思うので、市内の方の優遇措置についてはどのように考えているのかという問いがあり、副市長から、何ができるかというのは考えていかないといけない部分であると思う。今後研究をさせていただき、広報誌、防災無線等でPRをしていきたいとの答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことを付け加え、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、会期中に開催をされました物資集積拠点に関する調査特別委員会、當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会及び議会改革特別委員会について、各委員長より報告をお願いします。

まず、物資集積拠点に関する調査特別委員長より報告をお願いします。

8番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、6月22日午後2時からと6月24日午後2時30分からの2回開催しております。

まず、6月22日の本委員会では、調査・審査事項である4つの事項について、理事者から提出のあった資料に基づき、調査・審査を行いました。

初めに、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてであります。

委員からは、資料にある物資集積拠点の候補地6か所の建屋や敷地面積がばらばらだが、選定基準はという問いがあり、必要な物資量はおよそ900平方メートルと見込んでいるが、その不動産情報は出てこなかったため、候補地は国道24号、165号、高田バイパス等市内幹

線道路沿い、かつ敷地面積500平方メートル以上ある建物不動産という条件でインターネット等の不動産情報で抽出した。その際、副市長からの指示で東室の物件もあるということで、それを含めて検討することとなったという答弁がありました。

この答弁を受け、900平方メートル以上必要ということに対して500平方メートルで探していたということと、東室の物件の大きさが違い過ぎるということや、当該物件だけ副市長からの指示で検討に含めたということ踏まえると、特定の物件ありきで進められたのではないかという懸念が拭えないという意見がありました。

また、別の委員からは、受援施設を設けるに当たって、公共施設マネジメント計画との整合性は検討したのかという問いがあり、市長からは、既存の市内施設はほとんど避難所施設等になっており、能登半島地震の際に、救援物資の受入能力が不足することが判明した。そのため、緊急防災・減災事業債の期限も意識すると短期間でそれを準備する必要がある、新たな施設を建設する時間的余裕はないため購入という方向に至った。今回の場合、公共施設マネジメント計画との整合性が必要であるとは考えておらず、臨機応変に最大限、市民の生命や財産を守ることにに対して責任を持って取り組んでいくということが求められていると考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、必要なものは必要だったらいいいということになると、計画を立てる意味がなくなってくると思うという意見がありました。

また、別の委員からは、市長の考えを議会に届ける進め方が今回は非常によくなかったのではないと思うが、市長の所見はという問いがあり、市長から、今回の案件については、事務方に議会に対してお話を徹底するようにという指示はしていた。その中で、正副議長、所管の正副委員長に対して、受援施設の購入に対して話をさせていただいたと報告を受けているが、私自身が直接赴いて議員の皆様方に話をするほうがよかったかどうかというのは反省するべきところがあるのかなと思って話を聞いていたという答弁がありました。

また、委員から、市長は今回の件に関して、債務負担行為が必要であるということを奈良県に確認していることについて報告を受けていたのかという問いがあり、市長からは、報告は届いていなかったとの答弁がありました。

別の委員からは、これまで土地開発公社への先行取得依頼時に債務負担行為をしていなかったということであるが、今後はどうされるつもりなのかという問いがあり、市長からは、今回指摘をいただいて、やはり地方自治法にのっとりやり方をすべきだと思っており、今後はこういうことのないように必ずやっていきたいとの答弁がありました。

次に、物資集積拠点の取得方法に関する事項であります。

委員からは、前回の委員会のときに、奈良県に確認した債務負担行為の必要性についての報告がなぜ副市長まで届かなかったのか調査を求めたと思うが、どうなったのかという問いがあり、副市長からは、当該職員に口頭で確認し書面をもらっているという答弁がありました。

この答弁を受け、今の調査内容では危機感がないように感じる。顧問弁護士等がいらっしゃるので、そういった方の協力も得ながら、なぜそうなったか解明する必要があると思うと

という意見がありました。

次に、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項であります。

委員からは、前回の委員会では、緊急防災・減災事業債が使えるかどうかは確認中とのことだったが、その後どうなったのかという問いがあり、遵法性リスクのある部分の経費については記載とすることは適切ではないという回答だったが、そもそも購入経費から遵法性リスクのある部分が減額されている場合は、購入経費自体を緊急防災・減災事業債の対象と捉えることが可能ということで回答いただいた。今回の鑑定額の中で遵法性リスクのある部分を減額しているところがあるので、対象になると捉えているという答弁がありました。

また、別の委員からは、公共の用に資するものに違法性の疑いがあり、万が一何かあった場合、市は何も言えなくなると思うが、どう考えているのかという問いがあり、市が取得する建物が遵法性に欠けるというのはよくないと認識しているので、適合であったときの状態に戻すという作業も含め、改善をしていける方法を検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、早急に施設が必要だと思ったところは理解するところもあるが、その際も建築基準法等、大丈夫かなという判断を誤っていたのではないかとこのところは認識して、反省もしていただきたいと思うという意見がありました。

ほかの委員からは、アスベストが一部使われているということだが、大規模地震があった場合に実際の作業に差し障りはないのかという問いがあり、使われている部分は外壁に使われており、日常生活には全く問題ないが、地震の際に例えばクラックなどが入っていれば、使用は中止せざるを得ないのではないかと考えているという答弁がありました。

最後に、その他、本委員会の目的達成に必要な事項についてでございます。

議長から、物資集積拠点に関する決議文を議会の総意として市長宛てに提出しているが、市長のお考えはという問いがあり、市長からは、行政サイドとしてはある一定の検証を重ねた中で前回議案を提出させていただいたが、残念ながら、まだ実際に現場をご覧いただけないような状態である。まずは決議文にある疑念を払拭できるように、行政サイドとしては最大限努力をしてまいりたいと考えているという答弁がありました。

また、別の委員からは、決議文にある速やかに処理することを強く求めるというところや、発災時に重要施設として無償で協力していただける公共施設や学校施設等と早急に協定を締結していただくよう要望するという部分に関してはどのように考えておられるのかという問いがあり、市長からは、最大限ご理解をいただきたいという考えは変わらないが、選択肢として現実の場面でどのように取り組めるかというのは、幅を広げた形の対応が必要だと考えている。実務としては、そのような形になっていく可能性は大いにあると考えているという答弁がありました。

そして、6月24日の本委員会では、これまでの理事者側の答弁内容等を踏まえ、今後の委員会運営について協議を行いました。

委員からは、土地開発公社の借入金に対する利息が日々発生しており、一刻も早い問題解決が必要であり、委員会運営もスピードアップすべきという意見や、3月定例会で可決した

決議の早急な履行が必要であるという意見、現行の地方自治法98条1項の権限では限界を感じているので、より強い権限がある百条委員会への移行を検討すべき等の意見がありました。

協議の結果、調査について次のステップに進む前に、まずは決議に対する市長、副市長の正式な回答を再度求めることを決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

増田議長 次に、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長に報告を願います。

9番、奥本佳史議員。

奥本(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会の審査の状況についてご報告申し上げます。

本委員会においては、6月23日午後3時30分より開催し、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する事項を調査案件とし、(1) 本年3月に行いました(仮称) 當麻複合施設の工事現場の視察後に各委員等から提出いただいた報告書に記載の質問事項等に対する回答等について、(2) (仮称) 當麻複合施設整備工事の状況や変更箇所などについて、(3) (仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業と(仮称) 當麻複合施設開館に向けたスケジュールについての3つの項目について協議を行いました。

初めに、(1) 本年3月に行いました(仮称) 當麻複合施設の工事現場の視察後に、各委員等から提出いただいた報告書に記載の質問事項等に対する回答等についてであります。

理事者より、令和8年3月の当委員会現場視察以降の進捗と、視察時にいただいた騒音安全対策等の質問懸念事項に対する対応状況の報告がありました。

質疑では、西側通路の足場について最初から設置できなかったのかという問いがあり、西側通路は解体重機やくい打ち機の搬入経路であったため、当初より足場の設置が組めない状況であった。建物内の工事であるため重機の搬入完了後に足場を組み立て、その後に重機の搬出に併せて解体したという答弁がありました。

また、別の委員より、作業員の健康、安全管理の状況はどうかという問いがあり、防じんマスクの着用や騒音対策としての耳栓の着用等をして対応している。報告事案にはならない程度ではあるが、工具の操作を誤り、指先をけがされた事案が1件あったという答弁がありました。

次に、(2) (仮称) 當麻複合施設整備工事の状況や変更箇所などについてであります。

理事者より、地中障害物や床スラブ補修等の追加工事及び外壁の変更、資材高騰、調達遅延の影響により、約3か月の工期遅延と請負金額の増額が見込まれるため、12月議会での議案説明を目指し、精査を進める旨の報告がありました。あわせて、室内遊び場等の設計状況の共有と備品調達に係る財産取得2件について、9月議会での議決を求める報告がありました。

質疑では、外壁をサイディングにされるとのことだが耐用年数は、また、耐用年数が来た場合の維持管理はどのようにするのかという問いがあり、サイディングの耐用年数はメーカ

一推奨で約20年から30年程度である。そのため、この時期を目安に実際の劣化状況を勘案しながら塗装を行い、長寿命化を図るメンテナンスを実施していく。また、目地部分については経年劣化が避けられないため、年数がたてば打ち替えを行う必要があるという答弁がありました。

また、別の委員から、プレイスペースと図書エリアの境界にある段差を子どもが乗り越えて行き来する懸念はないのか。どのようなエリア分けを想定されているのか。また、子どもの対象年齢という問いがあり、プレイスペースについては靴を脱いで遊ぶことを想定しており、図書エリアについては靴を履くエリアとしてエリア分けを意識させる設計になっている。

子どもの対象年齢については、未就学児対象であり、お話スペースの空き時間は、0から2歳児を対象とした遊び場として活用する予定をしている。当該スペースにはボールプールや積み木等を用意し、活動的な子どもに対してはプレイスペースへ、もう少し大きくなった子どもに対しては本に興味を持っていただくよう図書エリアへと誘導し、すみ分けを図っているという答弁がありました。

また、別の委員から、1階の平面図において、車椅子での通行が想定されているスペースについて、どのような状況で入館し、靴を脱ぐエリアでどのように過ごすのか具体的なイメージが湧かないという問いがあり、車椅子用の通用口を設けており、そこからスムーズに入館できるよう動線を確保している。靴を脱ぐエリアについては、車椅子のタイヤを拭いていただくためのタオルやタオルかけを設置する運用を想定している。また、スロープを設置し、1段高い場所へも車椅子で上がれるよう設計しており、プレイスペースの屋内及び屋外においても、車椅子の方でも遊べる遊具を用意しているという答弁がありました。

また、この答弁を受け、車椅子での移動について、特に床がカーペットだと抵抗が大きくて重たい。車椅子利用者でも動きやすい床材になっているかという問いがあり、中二階フロアについては車椅子での抵抗が少ないよう、毛足の短いタイルカーペットを採用する予定であるという答弁がありました。

次に、(3) (仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業と (仮称) 當麻複合施設開館に向けたスケジュールについてです。

(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業につきまして、民間商業施設は2棟から1棟への計画変更とし、今後はこの形で開発協議を進める。また、複合施設本体の工期は約3か月遅延するが、工程の最適化を図りつつ、令和9年夏の開館を目指して引き続き準備をする旨の報告がありました。

質疑では、農村広場を現在利用している方への周知はどのようにになっているのかという問いがあり、今年度の年末を目途に農村広場の改修工事を開始する予定である。改修内容としては、駐車場の整備に加え、防球ネットの設置、進入路の確保等の整備をする。工事の開始に当たっては、スポーツ振興課と連携し、利用者の方々に周知を図っているという答弁がありました。

また、別の委員から、資料の建物の平面図に示されるSM、協友店とは何か。また、規模

感はどの程度か。建設費や駐車場整備の費用負担区分はどうなっているかという問いがあり、SMとはスーパーマーケットの略で、コープが店舗として入る予定である。また、協友店とはコープとの協力店舗で、ドラッグストア、100円ショップ、学習塾、クリーニング店、南都銀行がテナントとして入る計画である。規模は、用途区域の上限である約3,000平米である。また、整備主体は事業者側であり、敷地エリア内全ての整備を行う。市は、公共的な駐車場等の整備や防球ネットの整備に対して負担金を支払う形式であるという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

増田議長 次に、議会改革特別委員長より報告をお願いします。

5番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る6月24日午前9時30分から開催し、市民懇談会について及び政務活動費についての2つの案件について協議を行いました。

最初に、市民懇談会についてであります。

まず初めに、4月17日に開催しました本委員会におきまして、令和8年度の市民懇談に係る概要について決定していただき、市議会だより6月号での周知と市民懇談会の案内チラシの市広報7月号への折り込みの準備が無事に完了したことについて、委員の皆様にご報告をいただきました。

次に、グループワークの時間配分を含め、詳細なタイムスケジュールについて協議を行いました。ファシリテーターの進め方の中では、グループワークを始める前のテーマについてと意見についての説明をするところで、それぞれ3つのサブテーマを設定することとなり、その内容を協議いたしました。8月22日開催予定のゆうあいステーションでのテーマ、「葛城市公共施設のこれから」については、現状の公共施設の在り方についてどう考えているか、公共施設の再編のイメージはどういうものか、次の世代に向けて公共施設の在り方をどう考えているのか、8月29日開催予定の中央公民館でのテーマ、「わくわくする葛城市のまちづくりについて」では、葛城市のよいところ・悪いところ、今後わくわくする葛城市にはどのようにすればよいかをサブテーマと決定し、当日、ファシリテーターはその流れに沿ってグループワークを進めていくこととなりました。

また、当日配布するアンケートの確認では、性別を問う項目について、昨年度は記載しておりませんでしたが、集計結果の分析などの観点から必要であるとの意見があり、今年度は項目として追加することとなりました。

また、今回は2か所での開催となるため、1か所が定員に達していても、もう1か所に空きがあれば申込みが可能であるので、ホームページなどでの周知や、問合せがあったときには対応していただきたいという意見がございました。

次に、政務活動費についてでございます。

政務活動費については、令和7年度に本委員会で福岡県田川市と兵庫県淡路市を訪れ、視察研修をいたしました。それを受け、令和8年3月24日の議会改革特別委員会では、各議員より、今後、政務活動費が導入されればどのような使い方をするのかを聞き取り、支給方法については後払い方式、交付時期は令和9年度からということを決定させていただいたところでございます。

今回の委員会では、交付金額や支払い回数、政務活動費の使途項目について協議を行いました。交付金額については、他市の状況などとも比較し、月額2万5,000円から3万円、年額にして30万円から36万円が妥当であるという意見でまとまり、また、事務局の事務負担などを考慮した上で、年1回払いにするのであれば、月額ではなく年額という考えで運用していきたいとの方針で決定いたしました。

また、使途基準については、広報費の項目について、チラシなどの按分には厳しくルール設定をしていくべきであるとの意見がございました。さらに、現在示している使途基準の書き方では、SNSやホームページなどに係る経費についても対象であると解釈することのできるため、他市ではどのようにされているのかを調査し、今後検討していくこととなりました。今回委員の皆様からいただきました意見などを踏まえた上で、次回の本委員会は、市民懇談会の直前となります8月の上旬に開催させていただくこととなりました。

以上で、本定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会で協議いたしました状況についての報告といたします。

増田議長 本定例会中に開催をされました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の調査事項の審査報告は以上でございます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第1、議第45号から日程第4、議第50号までの4議案を議題といたします。

本4議案は、総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第45号、議第46号、議第49号、議第50号の4議案について、6月18日に開催した総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第45号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについて、議第46号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて、議第49号、葛城市消防委員会条例の一部を改正することについて、議第50号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについての4議案につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務建設常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

増田議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第44号から日程第7、議第48号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第44号、議第47号及び議第48号の3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第44号、葛城市特定乳児等通園支援制度事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、対象者の人数は、また、ニーズがあったときの支援体制はどのようになっているのかという問いがあり、市内の未就学児約2,000人のうち対象となる子どもの数は約20%未満の400人弱を見込んでいる。この制度の受皿として民間保育所に手を挙げていただいており、新庄地区では華表こども園、當麻地区では當麻せいか子ども園で受入れ体制を整えたと連絡をいただいている。子どもを預かる基準は保育所で預かる保育士の配置とほぼ同じで、保育所の中にこども誰でも通園制度を行う小規模保育所のような施設があるというふうにご理解をいただければいいと考えるとの答弁がありました。

また、別の委員から、対象外となるような方の基準はあるのかという問いがあり、全ての子どもたちが対象となっている。国の対象としている子どもの中には、支援の必要な子どもや医療的ケアの必要な子どももいるが、今回、民間保育所で受入れをさせていただくような状況の中では看護師の確保が難しい状況にある。今後、民間保育所の中でそのような方々を確保していくことになれば、段階的にお預かりできると思うが、まずスタートの段階としては、医療的ケアが必要な子どもの受入れは少し難しいのではないかと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、医療的ケア児については、市も長い間取り組んでおり、やっと軌道に乗り始めているところである。試行段階ということであるが、この制度のために、従来やっていたところが手薄になるということがないようお願いしたいという要望がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第47号、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今後、議員選出の委員が出ていかないということになるが、審議会の開催がされたときの報告はしてもらえということで間違いはないかという問いがあり、審議会が開催された場合には、報告が必要とあれば報告させていただくとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、本委員会の調査案件等で関連するところの審議が出てくる可能性があるが、そのような場合には内容を審議会にフィードバックして、そこで議論する

ということは今後対応いただけるかという問いがあり、今まで委員会を開催したことが条例制定以降なく、県から意見を求められたら審議会を開催して意見書を作成するという目的の会であり、県から要請されていなかったため、開催の機会が今まではなかったとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、自分たちで問題意識を持ってやるというのが本来の委員会であると思うので、運用を改めていただきたい。せっかくあるものなので、市民のために活用していただきたいという要望がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第48号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑なされ、意見、要望が出されましたことを申し添え、報告といたします。

増田議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第51号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 去る6月12日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第51号、令和8年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、歳入のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金1,200万円について、何社からの寄附か。また、歳出の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料については、マッチング事業者への仲介手数料かという問いがあり、1社から1,000万円の寄附をいただくということをマッチング事業者を通じて聞いている。それ以外の200万円については、今回この枠組みを受けるために、企業版ふるさと納税マッチング事業者との業務委託を締結する予定であり、事業者については寄附案件を増やしていただけるよう、パンフレットで紹介や他の寄附業者にも声をかけていただくと聞いており、見込みとして計上をしている。業務委託料については、マッチング事業者と契約を行うに当たり、その成果報酬として寄附金額の2割を市から支払うもので、1,000万円に対しては220万円、それ以外の見込みの200万円については44万円を計上しているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、歴史博物館運営事業293万4,000円について、業務量増加による会計年度任用職員に関する報酬とそれに係る経費等ということであるが、この時期に補てんしなくてはならない理由は、また、業務量拡大についての詳細はという問いがあり、具体的には、当初予算編成期間中の2月から今年度当初にかけて、県指定文化財を含む約400点以上の資料を受入れをしなければならなくなったこと、市民から1,000点を超える古文書をご寄附いただき、これに対応していく必要が生じたこと、年度末から年度当初にかけ文化財保護行政を行っており、発掘届が昨年と比べると200%の勢いで提出されていることにより、職員だけでは対応する時間の確保が困難な状況にあるため、増員という形での予算を提出したとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、歴史博物館では学芸員を採用していると思うが、例え

ば、業務などによっては専門性を発揮できないようなことになっていないかという問いがあり、博物館の学芸員を含め、職員は行政職員でもあるべきという考えの下、学芸員の本分である調査研究と同時並行し、会計処理や契約関係などの一般事務を行っていたが、受入れ資料数が今後も増加していくということを考えると、今以上に調査研究に充てる時間の確保が必要であると考え、専門知識を有さずともできる事務について検討して切り分け、その部分を会計年度任用職員に担っていただこうと考えているとの答弁がございました。

別の委員からは、公民連携地域活性化事業委託料について、その事業内容は、また、事業の成果はどのように評価されているのかという問いがあり、本市を含む5つの自治体において、各連携自治体における事業所やタレント等のコラボによる新商品の開発を行うとともに、観光名所や地域製品のPRを行い、地域の魅力を知ってもらうことにより、地域経済の活性化と関係人口の増加を目指すものである。事業の評価方法としては、事業実施前後の認知度調査の実施や、道の駅等での売上げ、ふるさと納税額の経年比較、SNS等の再生回数などによる計測をもって効果を図っていきたいと検討しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、ほかにも質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添え、審査報告といたします。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第52号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第52号、財産の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、避難所の生活環境の改善を目的とした各資機材を取得しようとするものでございます。

本年6月11日に一般競争入札を実施した結果、2者が応札し、有限会社奈良トーハツが落

札しましたので、契約金額1,969万8,800円で売買契約を締結しようとするものでございます。
以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第52号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後3時10分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいまペーパーレス会議システム等に配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第52号議案を日程に追加し、直ちに審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加し、直ちに審議を行うことに決定をいたしました。

それでは、追加日程第1、議第52号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。

先ほどの本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました議第52号、財産の取得についてにつきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、今回入札をしたもの以外にも入札不調となったものがあると思われるが何か。また、全体像及び今後の見通しはという問いがあり、地域未来交付金を活用して今年度購入する防災資機材は4点に分けて入札を実施した。衛生・住環境整備、要配慮者向け環境整備、環境改善整備、物資運搬啓発用車両である。要配慮者向け環境整備として簡易ベッドなどを購入する予定であったが不落であったため、再度、来月入札予定で、9月議会に上程予定である。納期が間に合うと聞いているので、再入札をする準備を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、2者しか参加されていないが、登録されている業者は少ないのかという問いがあり、入札登録業者の数は把握していないが複数あると思われる。ただ、今回入札に参加された業者は2者であったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

増田議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議第52号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第52号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第10、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と
いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システム等で配付いたしております閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会
中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とす
ることに決定をいたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了をいたしました。

議員の皆様方におかれましては、12日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段
の配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼
を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけございますが、各執行機関におかれましては、
議員各位から会期中に出されました意見、要望を真摯に受け止められ、本市の更なる発展の
ため創意工夫を凝らし、諸政策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきま
すよう要望いたしまして、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月12日に開会されました令和8年第2回葛城市議会定例会が15日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各議案について慎重なご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

増田議長 以上で令和8年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 増田 順弘

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 福本 善之